

那須塩原市コミュニケーションチャットツール 導入及び運用支援業務に係るプロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

那須塩原市コミュニケーションチャットツール導入及び運用支援業務委託

(2) 業務の目的

那須塩原市では令和4年度に実施する市の情報ネットワークのβ'モデルへの移行に合わせて、インターネット接続系（注）で使用するコミュニケーションチャットツールを導入するため、本件業務を実施するものである。行政DXとして那須塩原市役所の働き方・情報共有・コミュニケーションの改善をはかり、職員の生産性向上を促進することを目的とする。

（注）インターネット接続系とは、自治体情報セキュリティに関して総務省が示している「三層の対策」におけるインターネットに接続する領域を指す。

(3) 業務の内容

別紙「那須塩原市コミュニケーションチャットツール導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 履行期間

初期導入業務完了期限：令和5年3月31日まで

運用支援業務：契約日の翌日から令和8年2月28日まで（長期継続契約）

(5) 提案上限額

57,563,264円（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「税込」という。）

（注1）令和4年度に発生する費用の上限額は5,363,424円（税込）

（注2）初期導入業務に係る費用の上限額は3,872,000円（税込）

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2） 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (5) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和5年2月7日（火）
イ 参加申請書提出期限	令和5年2月17日（金）午後3時まで
ウ 質疑書提出期限	令和5年2月14日（火）午後3時まで
エ 質疑回答	令和5年2月15日（水）
オ 企画提案書提出期限	令和5年2月22日（水）午後3時まで
カ プレゼンテーション	令和5年2月27日（月）
キ 審査結果通知・公表	令和5年2月28日（火）

(2) 参加申請

参加申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、令和5年2月17日(金)午後3時まで(必着)に郵送又は持参の方法により、後記提出場所まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

ア 提出期限 令和5年2月17日（金）午後3時まで（必着）

イ 提出書類 ①参加申請書 1部（代表者印を押印したもの）
②参加資格要件確認書（様式第2号） 1部

ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 後記提出場所

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本業務に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）を提出することができます。質疑書は、令和5年2月14日（火）午後3時まで（必着）に後記問い合わせ先まで電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、参加表明をした者全員に電子メール等により令和5年2月15日（水）午後5時までに行うとともに、市のホームページにて公開する。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 履行実績等（様式第5号）
- イ 業務実施体制図（様式第6号）
- ウ 企画提案書表紙（様式第7号）及び本業務の実施方針及び手法（任意様式。別紙仕様書の項目に沿って記載すること。）
- エ システム機能要件書の事業者回答（別紙機能要件の項目に沿って回答すること。）
- オ 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 作成に当たっての注意事項

ア (1)ア～ウ、オについて

A4縦刷りもしくは横刷りとし、フォントサイズは10.5ポイント以上で横書きとする。ただし、図表については、この限りでない。また、カラーでもモノクロでも構わない。

提案書のページ数に上限は設けないが、分かりやすく簡潔に、概ね50ページ以内を目安に作成すること。（A3版の資料は2ページ換算とし、50ページを越えてしまっても減点等の対象とはしない。）

作成部数は、正本1部、副本6部とする。正本の表紙には、代表者印を押捺すること。

イ (1)エについて

参加申請時に提示する機能要件書について、下の基準にて回答すること。

◎ パッケージで対応しているもの。

- カスタマイズを必要とするが、無償で対応するもの。
- △ 有償でカスタマイズを必要とするもの。なお、その場合は(1)にその費用を含め記入すること。
- × 対応できないもの。または要求仕様を著しく満たしていないもの。
- 代替案で対応するもの。

ウ (1)オ (見積書)について

契約希望金額の総額（消費税等を含んだ金額）を記載すること。

見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、

業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとすること。

見積書には、代表者印を押捺すること。作成部数は、1部とする。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和5年2月22日（水）午後3時（必着）

イ 提出場所：後記提出場所

ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

5 審査

(1) 1次審査

ア 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書面審査を行う。

イ 1次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の3者から企画提案に係るプレゼンテーション及びデモンストレーションを受ける。ただし、評価点が同点の場合は、選定委員会の合議により決定する。企画提案書等の提出者が3者以内の場合は参加資格の確認のみ行う。

ウ 1次審査の結果は、令和5年2月24日（金）までに書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、参加者全てに向けて電子メール等により別途連絡する。

(2) プrezenteーション及びデモンストレーション

ア プrezenteーション及びデモンストレーションの評価は、(1)アに定める評価基準をもって再度評価する。

イ 日程：

- ・開催予定日：令和5年2月27日（月）を予定
 - ・開催場所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201会議室
※詳細については、(1)ウの通知に合わせて通知する。
- ウ 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。
- エ 時間は60分（提案書説明35分、デモンストレーション15分、質疑応答10分）とする（準備に要する時間は、別途確保する。）。
- オ プrezentationに当たっては、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。また、参加人数は5名以内とする。
- カ プrezentationに当たって、こちらで用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。
- キ デモンストレーションの機器及び電源コード等は、開催場所の間取り、電源位置等を考慮して必要なものを参加者において用意すること。事前に会場の下見をすることは可能とするが、下見の日時についてはデジタル推進課と調整すること。
- ク デモンストレーションに当たって、システムが持つ機能の概要がわかるように説明すること。
- ケ 職員から説明を求められた事項については、全て回答すること。

6 契約候補者の特定

- (1) 評価基準
別表「評価基準」のとおり。
- (2) 評価方法
- ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となつた者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。
- イ 提案評価は、提案書並びにプレゼンテーション及びデモンストレーションにより評価する。
- ウ 能力評価、提案評価それぞれについて、配点の5割を基準点とし、能力評価、提案評価の点数のどちらか一方でも基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。
- エ 能力評価が基準点に満たない提案者については、提案評価及び価格評価

を行わない。

オ 2次選考の結果は、令和5年2月28日（火）までに書面にて通知を発送する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額を上限として契約を行う。ただし、特定後契約締結前に仕様の調整等、契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかつたときは、次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

ア 企画提案書の提出後、提案者が2(1)～(5)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。

イ 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。

エ 審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

オ 本運用支援業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とするため、翌年度以降の予算が減額され、若しくは削除され、又は成立しなかつたときは契約を解除することができる条項（解除条項）を契約書中に設定する。

カ 企画提案書の内容は、本業務における実施義務を提示したものとする。

9 提出先・問い合わせ先

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番地3
那須塩原市役所 企画部 デジタル推進課 システム管理係
電話 0287-37-6253
電子メール digital@city.nasushiobara.lg.jp
担当：奥村 遼太